

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2021年6月18日

(一社) 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会 (NAPAC)

目次

はじめに	2
1) 感染防止のための基本的な考え方	3
2) 「自動車用品展示会」等の NAPAC 合同ブース出展 【講じるべき具体的な対策】	3
3) 「NAPAC 新年の集い」「総会懇親会」 【講じるべき具体的な対策】	5
4) 「NAPAC 総会」「ASEA 事業部会」「JAWA 事業部会」 【講じるべき具体的な対策】	6
5) 「NAPAC 走行会」 【講じるべき具体的な対策】	7
6) 「製造事業場」「オフィス」での対応 【講じるべき具体的な対策】	8
7) 「店舗」を持つ加盟会員の対応 【講じるべき具体的な対策】	11

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年5月28日変更）をはじめとする政府の諸決定事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門会議での「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の取りまとめの提言等に基づき、当振興会会員、並びに当振興会における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項について、参考として整理したものである。

当振興会会員におかれては基本的対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された感染防止のための基本的な考え方と、講じるべき具体的な対策を参考に、必要に応じて個々のオフィスや事業場の様態などを考慮して創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう、本ガイドラインを参考にさせていただきたい。

1) 感染防止のための基本的な考え方

事業者は感染防止対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講じる。同時に従業員等の健康管理の励行及び飛沫感染防止対策等を徹底することで、感染リスクを低減する取り組みを行うものとする

2) 「自動車用品展示会」等の NAPAC 合同ブース出展

【講じるべき具体的な対策】

①合同ブース参加者の安全対策

- ・主催者、運営事業者、開催施設等の役割分担・責任範囲を明確化し、責任者を決定する
- ・延期及び中止連絡の段取りを確認する
- ・参加受付の機械化・無人化・キャッシュレス決済を推奨する
- ・関係者の氏名・連絡先リストを作成する
- ・感染が疑われる出展社が出た場合を想定した開催施設、主催者との対応を確認する

②パブリックアナウンスメント

- ・NAPAC による感染症拡大防止への取組内容と、出展社の遵守事項について開催前の早期段階より情報発信する
- ・来場自粛の基準を提示する
／新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該滞在者との濃厚接触がある場合
- ・ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いからなる基本的な感染対策の徹底と参加者への協力を要請する
- ・新型コロナ接触確認アプリ（COCOA）の活用についての周知をする

③NAPAC 合同ブース全般

- ・NAPAC 合同ブース内では、できるだけ 2m、最低 1m の距離を確保する
- ・一度にブースに入場できる人数を制限する
- ・フロアマーカー等を使用してソーシャルディスタンスを確保する
- ・物販等の場合、現金の取扱いを極力減らすためキャッシュレス決済の導入を検討する
- ・入場チェック等の際、受付付近での滞留時間を減らすためタブレット端末等の活用を検討する
- ・ブース来場者にマスク着用、咳エチケットの励行、手洗い・手指消毒を要請（受付登録デスクに一定数の予備マスクを確保）する
- ・アクリル板やビニールカーテン等の飛散防止措置を講ずる
- ・受付要員はマスクや手袋を着用する
- ・要員同士は適切な間隔を空けて配置する
- ・チラシ、カタログ等は手渡による配布を避け、来場者自身でお取りいただく

④ブース内でのプレゼン・イベント等

- ・ブース内でプレゼン、イベントを行う場合は観客等がソーシャルディスタンスを保つことのできるスペースを選定する
- ・大声での歓声、声援が想定される場合は収容率 50%での実施とする。収容定員がない場合は十分なソーシャルディスタンスを保つ
- ・通路からの立ち見は原則禁止とする
- ・ブース入り口で入場制限を実施する

- ・ブース内の入退場口を区分する
- ・ブース入口に消毒液を設置する
- ・マイク等共有する物品・備品は小まめな消毒・交換を行う
- ・パンフレット、カタログ等の資料は手渡しせず参加者自身でお取りいただく。紙媒体は電子化が望ましい
- ・プレゼン・イベント実施前にスクリーン等を使用して参加者に対する感染防止策等を周知する
- ・プレゼン・イベント終了後はブース内に密ができないよう規制退場を検討する

⑤その他の留意点

- ・ソーシャルディスタンスの確保については「できるだけ2m（最低1m）空ける」
- ・閉会后、必要に応じて通路や共用部を消毒する
- ・ブース内の混雑状況を頻繁に監視。ソーシャルディスタンスが確保できない場合は入場規制する
- ・展示品等の接触感染防止策（小まめな消毒や許可なく触れさせない等）を講じる
- ・NAPAC 合同展示ブース出展者へ説明資料の配付やブース誘導の呼び込み等は禁止とし、NAPAC 合同展示ブース説明時にしっかりと説明して協力要請及びご理解いただく
- ・ブース要員はマスクに加えフェイスシールドの着用も検討を依頼する
- ・ブースデザイン計画にあたり通常以上にスペースに余裕を持たせるよう検討を依頼する
- ・NAPAC 合同展示ブース内での飲料の提供は原則控えていただく
- ・出展者証等のパス類を共用する場合は小まめな消毒を行う
- ・NAPAC 合同展示ブース出展者は主催者や開催自治体、関係団体等による指針/ガイドライン等も参照いただく

⑥NAPAC インフォメーションブース運営等

- ・開始前の朝礼時等に感染防止対応策について十分に説明する
- ・出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い運営責任者に情報を集約する
- ・検温実施済シール等をネームカード等に貼付する等、来場者に安心感を与える方策について検討する
- ・感染が疑われる症状を呈している場合の連絡・意志決定ルートを定め、それらに基づき自宅待機等の対処を行う
- ・出勤チェックイン時、担当ポジション勤務開始時、トイレ使用後における手洗いや手指の消毒の徹底を行う
- ・全ての運営関係者がマスクを着用する
- ・来訪者との接触感染リスクが高い受付担当者は手袋を着用し、フェイスシールドの着用も検討する
- ・安心安全な運営のために必要な人員を割り出し、ジョブローテーションを工夫する
- ・勤務に際し、適切な休息の確保と水分補給等の健康維持に必要な対応を行う
- ・熱中症対策の場合、屋外での勤務であればソーシャルディスタンスを確保した上でマスクを外すことも可能とする
- ・頻繁に手を洗うことかできない場所で従事する場合は手指用の消毒液を配置する
- ・自身の健康状態の把握に努めさせる
- ・運営要員各自に十分な栄養摂取と睡眠確保を心掛ける等の健康管理を促す
- ・バックヤードの休憩スペース等にもアクリル板を設置し、島組ではなくコの字レイアウトとし、運営関係者が対面しないよう工夫する
- ・運営用トランシーバを個別で管理し、他の要員のものは使用しないようにする
- ・昼食休憩時に運営関係者が集中しないよう余裕を持った運営や、配置ポスト、従事するスタッフ数を検討する
- ・運営マニュアルに開催時点での最新の政府指針・目安の一部を掲載する等して運営要員の理解向

上に努める

⑦感染者が確認された場合の対応

- ・保健所/医療機関の指示に従う
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する
- ・NAPAC 合同ブース内で感染者が確認された場合の公表の有無と方法については、個人情報保護に配慮しつつ公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする

3) 「NAPAC 新年の集い」「総会懇親会」

【講じるべき具体的な対策】

①NAPAC 新年の集い・総会懇親会会場

- ・飲食を伴うパーティ・懇親会等を実施する場合は参加見込み数をもとに参加者のソーシャルディスタンス（できるだけ2m、最低1m）を確保できる会場を選定、換気用機器や扉の開放等により場内換気に努める
- ・食事提供を行う会場の使用に際しては、会場が定める収容定員を尊重する。収容定員がない場合は十分なソーシャルディスタンスに努める
- ・参加者を把握するため事前登録制とする
- ・開催時間の短縮や屋外スペースの活用等、可能な限り検討する
- ・できる限り立食形式は自粛し、着席形式とする
- ・食事中以外はマスクの着用を周知する
- ・着席形式の場合はテーブル間の距離を確保し、テーブル当たりの着席人数もソーシャルディスタンスを確保できる人数とする。座席も斜め向かいの配置となるようにする
- ・食事はbuffet形式を極力避け、パッケージされた食事を個別提供する形式を検討する
- ・立位形式のネットワーキング等を行う際はマスク着用の上、ソーシャルディスタンスを確保したコミュニケーションとしていただくよう場内アナウンス等により予め参加者に周知する
- ・挨拶や表彰等を行うステージと、参加者の距離は十分（できるだけ2m、最低1m）確保する。大声を発することは避ける
- ・通訳が必要な場合は無線システム機材等の使用を検討する
- ・会食時間はできるだけ短縮する

②NAPAC 新年の集い・総会懇親会開始前のパブリックスペース（ホワイエ等）

- ・受付や待機列等による参加者の密集を避ける工夫をするとともに、必要に応じて人数制限を行う
- ・運営要員による誘導案内等は拡声器を活用するなどして大声の発声を避ける
- ・参加者が集まりそうな場所・時間帯を想定し、分散させるための措置を講じる（例えば案内要員を配して集中しないようにする）

③感染者が疑われる場合の対応

- ・感染が疑われる参加者/運営関係者が発生した場合の対応手順について、開催施設とも相談しておく
- ・症状が疑われる場合、隔離スペースないし指定救護室へ隔離する
- ・対応するスタッフはマスク・手袋・フェイスシールド、可能であればガウンを着用する
- ・速やかに医療機関へ連絡し、指示に従って対処する
- ・参加者の症状により主催責任者ないし運営担当責任者より説明して帰宅いただく
- ・対応の前後における手洗いを徹底する

④開催後

- ・個人情報保護の観点から参加者名簿等の保管は十分な対策を講ずる。当面1カ月間は保管

⑤会場施設への依頼事項

- ・主催者/関係者と事前打ち合わせ（受付等設置場所、動線・待機列の分離等）をする。
- ・来場自粛の基準を提示する
／新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該滞在者との濃厚接触がある場合
- ・本ガイドラインと施設管理側のルールとの調整を行う
- ・施設内の清掃・消毒の頻度を高めて貰う
- ・施設エントランスや手の届きやすい場所（ドアノブ近辺等）への手指用消毒液を設置する
- ・トイレ等の共用タオルの撤去、ハンドドライヤーの運転を停止する
- ・検温機器（サーモグラフィー等）や非接触型体温計等を配置する
- ・検温実施済者の識別についての共通認識を持つ
- ・不特定多数が共用する物品や箇所・機材等の定期的な消毒を実施する
- ・施設内の空気を循環する
- ・日をまたぐ実施の際、翌日も使用機材・備品を消毒する
- ・換気の悪い密閉空間、密集スペースを排除するため喫煙所の閉鎖を検討する
- ・施設従業員のマスク着用を徹底する
- ・最寄りの医療機関や所轄保健所の連絡先を確認する
- ・救護室を確認する
- ・清掃作業時の作業員のマスク・手袋の着用を徹底する

4) 「NAPAC 総会」「ASEA 事業部会」「JAWA 事業部会」

【講じるべき具体的な対策】

①会場施設への依頼事項

- ・主催者/関係者との事前打ち合わせ（受付等設置場所、動線・待機列の分離等）をする
- ・来場自粛の基準を提示する
／新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該滞在者との濃厚接触がある場合
- ・本ガイドラインと施設管理側のルールとの調整を行う
- ・施設内の清掃・消毒の頻度を高めて貰う
- ・施設エントランスや手の届きやすい場所（ドアノブ近辺等）への手指用消毒液を設置する
- ・トイレ等の共用タオルの撤去、ハンドドライヤーの運転を停止する
- ・検温機器（サーモグラフィー等）や非接触型体温計等を配置する
- ・検温実施済者の識別についての共通認識を持つ
- ・不特定多数が共用する物品や箇所・機材等の定期的な消毒を実施する
- ・施設内の空気を循環する
- ・日をまたぐ実施の際、翌日も使用機材・備品を消毒する
- ・換気の悪い密閉空間、密集スペースを排除するため喫煙所の閉鎖を検討する
- ・施設従業員のマスク着用を徹底する
- ・最寄りの医療機関や所轄保健所の連絡先を確認する
- ・救護室を確認する
- ・清掃作業時の作業員のマスク・手袋の着用を徹底する

②感染者が疑われる場合の対応

- ・感染が疑われる参加者・運営関係者が発生した場合の対応手順について、開催施設とも相談しておく
- ・症状が疑われる場合、隔離スペースないし指定救護室へ隔離する
- ・対応するスタッフはマスク・手袋・フェイスシールド、可能であればガウンを着用する
- ・速やかに医療機関へ連絡し、指示に従って対処する
- ・参加者の症状により主催責任者ないし運営担当責任者より説明して帰宅いただく
- ・対応の前後における手洗いを徹底する

5) 「NAPAC 走行会」

【講じるべき具体的な対策】

①会場施設への依頼事項

- ・主催者/関係者との事前打ち合わせ（受付等設置場所、動線・待機列の分離等）をする
- ・来場自粛の基準を提示する
／新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該滞在者との濃厚接触がある場合
- ・本ガイドラインと施設管理側のルールとの調整を行う
- ・施設内の清掃・消毒の頻度を高めて貰う
- ・施設エントランスや手の届きやすい場所（ドアノブ近辺等）への手指用消毒液を設置する
- ・トイレ等の共用タオルの撤去、ハンドドライヤーの運転を停止する
- ・検温機器（サーモグラフィー等）や非接触型体温計等を配置する
- ・検温実施済者の識別についての共通認識を持つ
- ・不特定多数が共用する物品や箇所・機材等の定期的な消毒を実施する
- ・施設内の空気を循環する
- ・日をまたぐ実施の際、翌日も使用機材・備品を消毒する
- ・換気の悪い密閉空間、密集スペースを排除するため喫煙所の閉鎖を検討する
- ・施設従業員のマスク着用を徹底する
- ・最寄りの医療機関や所轄保健所の連絡先を確認する
- ・救護室を確認する
- ・清掃作業時の作業員のマスク・手袋の着用を徹底する

②感染者が疑われる場合の対応

- ・感染が疑われる参加者・運営関係者が発生した場合の対応手順について、開催施設とも相談しておく
- ・症状が疑われる場合、隔離スペースないし指定救護室へ隔離する
- ・対応するスタッフはマスク・手袋・フェイスシールド、可能であればガウンを着用する
- ・速やかに医療機関へ連絡し、指示に従って対処する
- ・参加者の症状により主催責任者ないし運営担当責任者より説明して帰宅いただく
- ・対応の前後における手洗いを徹底する

6) 「製造事業場」「オフィス」での対応

【講じるべき具体的な対策】

①感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し感染防止対策を策定・変更する
- ・経営トップが率先し関連法令上の義務を遵守する
- ・経営トップが率先し正確な情報の常時収集する

②健康確保

- ・従業員に対し出勤前に症状の有無を確認する
- ・必要に応じて自宅待機する
- ・自宅療養後の学会指針を参考とした判断もしくは医師/保健所への相談指示を行う

③通勤

- ・管理部門を中心とするテレワーク、時差通勤、ローテーション勤務、変形労働時間制、週休3日制等様々な勤務形態を検討する
- ・公共交通機関の使用しない通勤を承認する

④勤務

《製造事業場/オフィス共通》

- ・一定の距離（できるだけ2m、最低1m）を保つよう作業空間と人員配置を工夫。一定距離が確保できない場合は仕切りを設置する
- ・始業/休憩後を含め定期的な手洗いの徹底を行う
- ・従業員の常時マスク着用を励行する。人との距離を十分な確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる
- ・寒冷期は適切な湿度（相対湿度40%以上が目安）を確保する
- ・建物全体や作業スペースの換気に配慮。窓が開く場合は1時間に2回以上窓を開けて換気する。窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機（オゾン除菌脱臭器を含む）を併用する。室内の換気の悪い場所はサーキュレーターを設置するなどして空気のおどみを作らないようにする

《製造事業場》

- ・水道が使用できない環境下では手指用消毒液を配置する
- ・シフト勤務者同士の混雑や接触を可能な限り抑制する
- ・朝礼や点呼等を小グループで行い、一定以上の人数が一度に集まらないようにする
- ・工程毎に区域を整理し、必要以上に担当区域と他の区域の間を往来しないようにする
- ・一定規模以上の製造事業場では、シフトをできる限りグループ単位で管理する

《オフィス》

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ・人と人が頻繁に対面し、かつマスクの着用を徹底できない場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・外勤は公共交通機関のラッシュ時間帯を避ける等、人混みに近づかないようにする
- ・出張については、地域の感染状況や出張先の感染防止対策に注意する
- ・外勤や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す
- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する
- ・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また椅子を減らしたり、机などに印をつけたりする等、近距離や対面で座らないよう工夫する
- ・対面の社外の会議やイベントなどについては、感染防止対策等を確認の上、最少人数とし、マスクを着用する

- ・採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する

⑤休憩・休息スペース

《製造事業場/オフィス共通》

- ・共有物の定期消毒する
- ・スペース使用の際は入退室前後の手洗いを徹底する
- ・喫煙を含め休憩/休息時はできるだけ2m、最低1mを目安に距離を取り、一定数が同時に休憩スペースに入らないようスペースの追設や休憩時間をずらす等工夫する
- ・特に屋内休憩スペースは常時換気を行うなどして三密を防ぐ
- ・食堂などで飲食する場合はできるだけ2m、最低1mを目安に距離を確保し、施設の制約などでこれが困難な場合でも、対面で座らないよう配慮する

⑥トイレ

《製造事業場/オフィス共通》

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、使用頻度の高い時は清掃も1日複数回行う等、清潔に保つ
- ・蓋付きトイレは蓋を閉めてから流す
- ・共用タオル禁止、ペーパータオルの設置もしくは個人用タオルの持参を促す

《製造事業場》

- ・ハンドドライヤーは使用停止とする

《オフィス》

- ・ハンドドライヤー設備はメンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により、定期的に清掃されていることを確認する

⑦設備/器具

《製造事業場/オフィス共通》

- ・占有可能な工具等は共有を避ける。共有工具は定期消毒する
 - ・ノブ、スイッチ、ボタンやゴミ箱、電話、テーブル/椅子等共用設備は頻繁に洗浄/消毒する
 - ・ゴミは小まめに回収し、鼻水や唾液がついたゴミがある場合はビニール袋に入れて密閉。ゴミ回収の際はマスクと手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する
- ※設備/器具の消毒は次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノール等、当該の設備/器具に適した消毒液を用いる

《製造事業場》

- ・パネルやレバーなど作業中に従業員が触る箇所について作業者が交代するタイミングを含め定期消毒。特性上消毒できないものは個人別の専用手袋等を使用して作業する

⑧製造事業場/オフィスへの立ち入り

《製造事業場/オフィス共通》

- ・外部関係者の立ち入りは必要な範囲に留め、当該者に対し従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する

《オフィス》

- ・名刺交換はオンラインで行うことも検討する

⑨従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・「新しい生活様式の実践例」を周知する
- ・従業員に対し「新型コロナ接触確認アプリ (COCOA)」の利用を呼び掛ける
- ・公共交通機関や公共施設を使用する従業員には、マスク着用や咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話を控えるよう徹底する
- ・患者や感染者、医療関係者、その家族等の人権に配慮する

- ・感染症から復帰した従業員や関係者が差別されないよう円滑な職場復帰のために十分配慮する
- ・新型コロナウイルス感染症の症状以外の症状を含め体調に思わしくない典がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間が必要とされている国/地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示
- ・取引企業にも同様の取組を促すことが望ましい

⑩感染者が確認された場合の対応

- ・保健所/医療機関の指示に従う
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する
- ・事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無と方法については、個人情報保護に配慮しつつ公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする

⑪その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者は、地域の保健所の連絡先を把握し、保健所の聞き取り等に協力する

7) 「店舗」を持つ加盟会員の対応

【講じるべき具体的な対策】

①感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し感染防止対策を策定・変更する
- ・経営トップが率先し関連法令上の義務を遵守する
- ・経営トップが率先し正確な情報の常時収集する

②店舗で徹底すべき感染防止対策

- ・店舗の広さ、商品の配置状況等を勘案し、必要に応じて入場制限（店舗全体、売り場単位）を行う等、密集しない状況を確認する
- ・お客間への商品説明の際には、お客様と従業員との間の適度な間隔を保持し、密接な状況とならないよう配慮する
 - ※できるだけ 2m、最低 1m を目安（最低 1m）距離を確認する
- ・施設内、室内の空気循環を励行し、換気を定期的に行う
- ・乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿することが望ましい

③飛沫感染、接触感染の防止

- ・従業員はマスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底するとともに、お客様との間を遮蔽する飛沫感染防止対策を行う
- ・無用な大きな声での挨拶は控える
- ・出入口及びトイレ等のドアノブ、手すり等、お客様や従業員が頻繁に利用し触れる共用箇所について、定期的な消毒を行う。特にトイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋付き便器の場合は蓋を閉めてから流すよう表示し、ハンドドライヤーは使用停止とする等、感染防止のための特段の対応を行う
- ・お客様への名刺手渡し、業務上の名刺交換は極力控える
- ・登録書類、金銭を取扱う場合は、その都度手洗い、手指の消毒を行う
- ・お客様にキャッシュレス決済を推奨し、現金でお支払いいただく際はコイントレー等を使用する
- ・お客様へのいわゆるお茶出しは、ペットボトル飲料の提供等、極力手が触れない工夫をする

- ・商談テーブル/椅子、クレジット認証端末、商談テーブル上の各種説明ツール、筆記用具等は使用の都度消毒し、店舗フロアは小まめに消毒する。各種説明ツールや筆記用具は必要に応じて用意できる場合は常設しないよう工夫し、使用の都度消毒する
- ・キッズコーナーの撤去、使用休止を行う。利用する場合は使用の都度消毒する
- ・フロント窓口、対面式の箇所にはアクリル板等を設置する
- ・展示車両、デモ什器等は清潔に保ち、お客様が触れた場合は常に衛生管理を行う。また従業員が触れる場合には手袋着用等の工夫をする
- ・試乗車を利用する場合、試乗中、従業員は後部座席に座り、窓を開けて車内換気を行い、試乗後はハンドル、ドア等車内外の衛生管理を行う
- ・下取/買取査定の際には、査定員は手袋を着用、また当該車両の衛生管理を行う
- ・店舗外で活動する場合は、マスク着用の上、手袋、消毒液を持参し、店舗滞在時と同様に衛生管理が行えるよう努める
- ・代車を貸し出す場合は、返却された車両の衛生管理を行う
- ・納車/引き取り（業販やオートオークション等を含む）時はハンドル、ドア等車内外の衛生管理を行う

④営業時間の短縮

- ・感染拡大の懸念が大きい地域においては、お客様及び従業員の健康と安全を考慮し、営業時間の短縮等を実施する

⑤お客様への要望

- ・お客様に対し、ご来店いただく際にはマスクの着用を要請し、応じて貰えない場合は可能な限りマスク配布等を行うようにする
- ・店舗入口に手指用消毒液を設置し、お客様の入店時の手指消毒を促す
- ・ポスター等を活用して、お客様に咳エチケットを促す
- ・発熱/咳/咽頭痛等の症状があるお客様や、感染の疑いのあるお客様（*）は、ご来店頂かないよう促す
 - *→新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該滞在者との濃厚接触がある場合
- ・非接触型体温計等を利用した検温を実施し、平熱と比べて高い発熱がある場合は入店をお断りする等の措置を講ずる
- ・大声での会話を控えて頂きたい旨の掲示や周知を行う
- ・新型コロナ接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの利用を促す

⑥整備、サービス部門で徹底すべき感染防止対策

- ・基本的に店舗内等と同様の対応を促し、特段の対応については日本自動車整備振興会連合会が示す感染予防対策ガイドラインを参考に、感染防止対策に努める
- ・従業員が車両移動の際にはマスクを着用し、フロアカバー、ハンドルカバー、運転席のシートカバーの使用を徹底し、工具は手袋をして使用する。作業終了後は触れた箇所を消毒する
 - ※屋外では熱中症対策のためマスク非着用の場合があるが、車両移動時、ご案内時、間隔が確保できない場合は着用する

⑦来場者への要望

- ・発熱、咳、咽頭痛等の症状がある方や感染の疑いのある方（*）は、来場しないよう促す
 - *→新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該滞在者との濃厚接触がある場合
- ・最少人数での来場を促す

- ・来場に際してはマスクを着用するよう促す
- ・非接触型体温計等を利用した検温を実施し、平熱と比べて高い熱がある場合は入店をお断りする等の措置を講ずる
- ・大声での会話等を控えて頂きたい旨お客様への掲示や周知を行う
- ・新型コロナ接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの利用を促す

⑧従業員等に対して徹底すべき感染防止対策

〈従業員の健康管理の徹底〉

- ・従業員に対し、出勤前に検温による体温確認を励行させる他、体調、症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とする。感染の疑いがある従業員（*）についても同様とする
*→新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該滞在者との濃厚接触がある場合
- ・勤務中に具合が悪くなった従業員は、直ちに帰宅させ、自宅待機とする
- ・自宅待機を指示した従業員に対しては、毎日、健康観察を実施させ、症状が改善しない場合には医師や保健所への相談を指示する
- ・上記扱いは、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者もしくは請負事業者を通じて同様とする

〈通勤時等の混雑軽減〉

- ・管理部門を中心に在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを励行する
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の推奨や自家用車等の利用等により公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員にはマスクの着用、乗客同士の間で一定の距離を保つことを推奨する

〈従業員の洗浄慣行と飛沫防止対策の徹底〉

- ・従業員に対して始業時、休憩後も含め、小まめな手洗いの実施、咳エチケットの励行等を徹底する
- ・従業員が利用可能な手指用消毒液等を配置する
- ・従業員に対しては、マスクの着用を徹底する
- ・お客様との接客時に身につける衣類は、小まめに洗濯する
- ・ドアノブ、電話、事務機器、洗面所備品、トイレ、ゴミ箱等の共有設備については、定期的に消毒を行う
- ・ゴミは小まめに回収し、鼻水や唾液がついたゴミがある場合はビニール袋に入れて密閉。ゴミ回収の際はマスクと手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する

〈休憩/休息〉

- ・共有する物品（テーブル/椅子等）等は、定期的に消毒する
- ・喫煙を含め休憩/休息時はできるだけ2m、最低1mを目安に距離を取り、一定数が同時に休憩スペースに入らないようスペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫をする。屋内休憩スペースにおいては定期的な換気等三密を防ぐことを徹底する
- ・休憩スペース内での対面での食事や会話は自粛し、入退室前後に手洗いをを行う

〈従業員の意識向上〉

- ・「新しい生活様式の実践例」を周知する
- ・従業員に対し「新型コロナ接触確認アプリ（COCOA）」の利用を呼び掛ける
- ・公共交通機関や公共施設を使用する従業員には、マスク着用や咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話を控えるよう徹底する
- ・患者や感染者、医療関係者、その家族等の人権に配慮する

⑨従業員の感染が確認された場合の対応

- ・保健所/医療機関の指示に従う
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する
- ・事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無と方法については、個人情報保護に配慮しつつ公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする

⑩その他

- ・従業員以外の来訪者（他企業の従業員等）についても、従業員に準じた感染防止対策を依頼する
- ・保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する
- ・労働衛生管理等の関連法令上の義務を遵守する
- ・感染者が確認された事業場については、保健所からの指示に従い、感染者が従事した区域の消毒を実施する
- ・一定数以上の参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない
- ・少人数の会議については、必要性の検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等による代替の検討等）する。対面で行う場合は、対人間の距離をできるだけ2m、最低1mを目安に距離を確保するよう努め、対面着座しないよう工夫する
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する

以上